

議案第65号

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年8月28日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第6条中「まで」を「まで並びに附則第4項」に、「、家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に改め、「保育所」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）」を、「幼稚園」の次に「（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）」を、「認定こども園」の次に「（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小

規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
第10条（見出しを含む。）中「あわせて」を「併せて」に改める。

第16条第1項第3号中「遂行できる」を「遂行することができる」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行することができる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第24条第2項第1号中「専念できる」を「専念することができる」に改め、同条第3項中「附則第4項」を「附則第5項」に改める。

第29条第7号イの表4階以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第36条中「同条5号」を「同条第5号」に改める。

第37条第2号中「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」を「子ども・子育て支援法」に改める。

第44条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（食事の提供の経過措置）」を付し、同項中「者が施行日後」を「者（次項において「施設等」という。）が施行日以後」に改める。

附則第5項を附則第6項とし、附則第4項を附則第5項とする。

附則第3項中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同項を附則第4項とし、附則

第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第23条第5号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。